

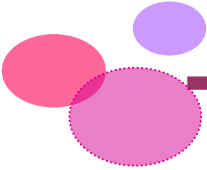
『耳より情報 障がい福祉サービス活用のススメ』

～知って得するあしすととの連携～

足立区障がい福祉センター あしすと

自立生活支援室

佐々木康教
深澤 恭代
青木 聡美



目 次

- 1 障がい福祉センターあしすとの事業あれこれ
- 2 補装具について
- 3 かくたん 喀痰吸引研修について
- 4 自立支援給付と介護保険の適用関係
- 5 計画相談支援について
- 6 ケアマネジャーと相談支援専門員の連携
- 7 地域の社会資源を知ろう
- 8 あしすと・障がい福祉課・保健センター
連絡先一覧

1 足立区障がい福祉センター あしすと

平成15年4月開設
障がい者(児)の自立と、社会参加
の促進のため、相談・訓練機能を
そなえる専門機関として設立



あしすとの事業

【通所訓練事業等】

★社会リハビリテーション室

（通所によるリハビリ（身障・高次脳））

- ・就労促進訓練室（就労に向けた訓練）
- ・生活体験室「えんじょ・い」
（知的・知的と身障の重複・重心）
- ・幼児発達支援室「ひよこ」（未就学児）

【相談事業】

★自立生活支援室（さまざまな相談）

- ・雇用支援室（働くことに関する相談）

1-2 社会リハビリテーション室

通所訓練事業

【リハビリコース】

月・水もしくは火・木の週2回

期間：1年

【個別支援コース・視覚・聴覚コース】

週1回 金曜日

期間：1年半

※視覚・聴覚コースは65歳以上の方も利用可能

18歳以上の身体障がいや高次脳機能障がいの方々が社会生活力を高め、自分に合った社会参加を実現できるように支援・訓練をしていく場です。

自立訓練(機能訓練)：「**身体障害者手帳**」を所持している方もしくは
障害者総合支援法の対象疾病のある方

自立訓練(生活訓練)：「**高次脳機能障がいの診断**」がある方

利用時間：月～金 午前10時30分～午後3時30分

スタッフ：PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、
相談員、看護師、視覚・聴覚専門講師

どんな活動をしているの？

理学療法(PT)

手すり体操、歩行練習
体力作り、外出訓練

作業療法(OT)

趣味活動、手の体操
生活(調理・洗濯)の練習

言語療法(ST)

言葉の訓練、脳トレ
グループでの会話訓練

看護師による健康管理

血圧・体重測定、
健康に関する相談など

相談員による生活相談

日々の生活の相談や面談を
通して、今後の生活や
終了後の進路を考えていく

視覚コースでは白杖や点字練習、
便利グッズの紹介、
聴覚コースでは手話の練習など
行っています。

活動の様子や作品

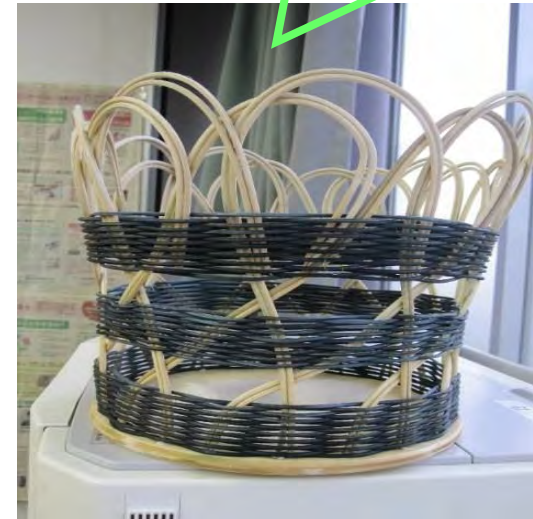
力作！共同作品！



作業療法
革細工



家族にプレゼント ♡



杜リハ名物☆手すい体操



介護保険と併用できるの？



社会リハビリテーション室は障がいサービスのため、
介護保険との併用が**可能**です！

第2号被保険者で同世代の方と関わりながらリハビリしたい方、
社会復帰に向けてリハビリをしていきたい方などが、
介護保険の通所リハビリと併用をしています。

また、病院の通院リハビリとの併用も**可能**です。
退院後も、病院で専門職によるリハビリをしたいという方が
社会リハと併用をしています。

利用までの流れ



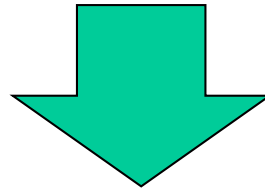
<新規相談受付>

電話やメール・来所にて、通所についての相談・質問を
随時受け付けています。

電話：03-5681-0131

メール：assist@city.adachi.tokyo.jp

まずは活動の様子を見学し、
その後に評価に進むかを
決めることもできます。



<見学評価>

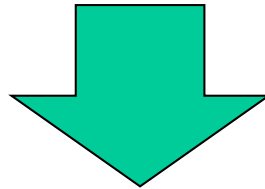
あしすとにて2時間程度、お体の状態や
生活の状況などを専門職から伺います。

※見学評価に必要な書類(診療情報提供書・
リハビリサマリー・お薬手帳)をそろえていただいてから、
見学評価の日程調整をさせていただきます。

利用までの流れ

<利用検討会議>

「社会リハビリテーション室の利用が可能か」
「どのような支援が必要か」等の検討をし、
結果をご連絡いたします。



<契約に向けた手続き>

機能訓練(身体障がい者手帳所持者)の場合、
障がい福祉課の援護係で、障害者総合支援法に基づく
利用申請をしていただきます。

生活訓練(身体障がい者手帳未所持の方で
高次脳機能障がいの診断がある方)の場合、
申請は管轄の保健センターとなります。

利用までの流れ

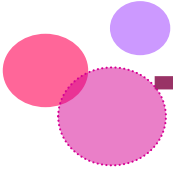
<利用開始・契約>

手続き後、障がい福祉課もしくは保健センターから
「障害福祉サービス受給者証」が郵送されます。

(利用初日に持って来ていただきます。)

通所バスをご利用の方は、時間・場所の連絡を
いたします。

利用初日は契約を行い、利用するにあたって大切なこと
など説明をしていきます。



1-3 自立生活支援室

＜支援の対象＞

区内在住の障がいのある方・その家族・支援機関
（疑いのある方を含みます。）

※精神障がいのみの方（発達障がい・高次脳機能障
がいを除く）は対象外です。

※18歳未満の相談は、こども支援センター
げんきで対応しています。

＜スタッフの職種＞

相談員・看護師・理学療法士・作業療法士・
言語聴覚士・心理相談員・ピアサポーター



純音聴力検査

(難聴の程度や障害されている部位の検査)



聞こえた！

ピー...

語音明瞭度検査

(ことばの聞き取り)



「イ」かな？

キ

検査結果をご説明します。

☆ご家族・ケアマネさんなど、
ぜひご同席ください。
(新型コロナ対策のため1名様まで)



様

本日のあなたの聞こえの結果です

令和 年 月 日

右耳	dB
左耳	dB



上の数値は、あなたの聞こえの程度を表す値です。

大切に保管して下さい。

<ことばの聞き取り>

右耳	%
左耳	%

《難聴の方への周囲のコミュニケーションの配慮》

静かなところで

顔を見て

ゆっくり はっきり

文節で区切って 話かけて下さい。

足立区障がい福祉センターあしすと

自立生活支援室 きこえの相談

電話:03-5681-0132 ファックス:03-5681-0137

きこえ方に合わせたアドバイスを行います。



例えば・・・

「聴力の良い側から
話しかけましょう。」

（周りの方が、ご本人に合った対応ができるようになることが大切です。）



大事な言葉は文字でお伝えするのもオススメ

きこえの相談



補聴器のお試しも
できます。

聴力検査の結果をもとに、
ご本人のきこえに合わせて
出力を調整しながら試せます。

※販売・レンタルは行っておりません。

補聴器が**必要**になったら…

当てはまる方には公的な制度のご案内をいたします。

その①



身体障害者手帳



+

補聴器交付

その②



足立区高齢者補聴器購入費用助成

補聴器が**必要**になったら…公的な制度のご案内 その①



身体障害者手帳



+



補聴器交付

補聴器が原則 1割負担※1 で**給付**されます。

(修理や耐用年数経過後の再交付も可能です。)

手続き：身体障害者手帳申請



手帳が交付されたら補聴器交付の申請

＊費用助成ではありません

(申請前に購入した物は対象外)

詳細は**お住まいを管轄する**援護係へ・・・

※1 住民税非課税世帯・生保世帯は自己負担なし。区民税所得割46万円以上の世帯は全額自己負担。
基準額を超える商品については超過負担が発生します。

補聴器が**必要**になったら…公的な制度のご案内 その②

足立区高齢者補聴器購入費用助成

対象：40dB～70dB未満の方
(身体障害者手帳非該当)

※他の要件も満たす方が対象です！
(住民税非課税など)



助成上限額：25,000円
(一人1台、1回限り)

かかりつけ医がない、聴力検査をしたことがないなどの場合には、きこえの相談をご利用ください。(助成対象となる可能性のある方には、この制度をご案内いたします)

★申請手続きの詳細は、高齢福祉課までお問合せください。
(申請前に購入した物は、助成対象外となります)

きこえの相談

利用の流れ

きこえの相談は予約制です
まずはお電話ください



お電話にて相談内容をうかがいます

（聴力検査・耳鳴り・補聴器・福祉機器・身体障害者
手帳・高齢者補聴器購入費用助成・耳鼻科相談など）

予約日を確認

相談時間は1時間～1時間30分程度

午前は10：30～午後は13：30～（1日2コマ）

補聴器等ご使用の場合は当日ご持参ください

視覚用具相談



対象 : 区内在住の目が見えにくい方

(年齢・身障手帳・要介護認定の有無は問いません)

予約方法 : 電話、FAX

実施日 : 毎月第3木曜日

(※3日前までにお願いします。)

専門の相談員（歩行訓練士）が対応します。

視覚用具相談

白杖についてのお悩み



白杖、種類がたくさんあるよ。
どれがいいのかな…



手に入れたけど…
どうやって使うの？

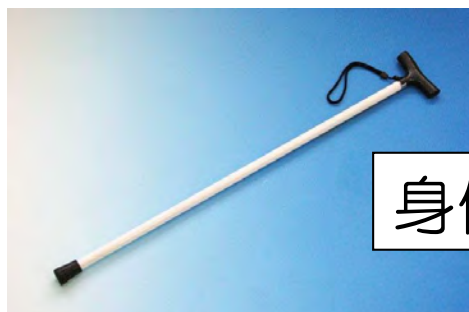


視覚用具相談

白杖の種類

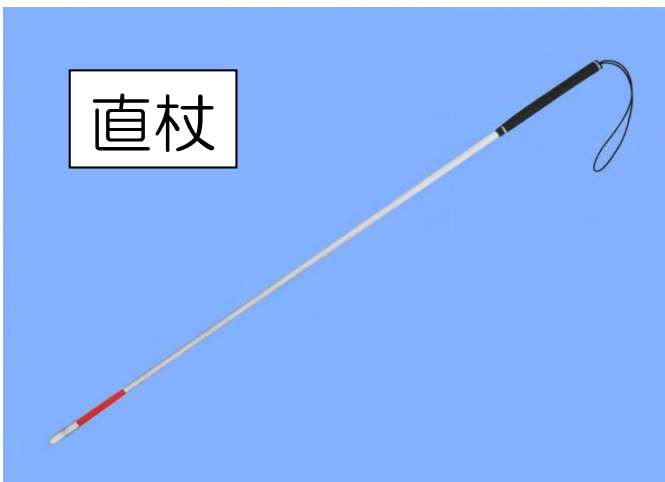


白杖の種類は大きく3つ。
その中にもいろいろな商品があります。
(重さ・素材などの違いがあります。)



身体支持併用

直杖



折りたたみ式



視覚用具相談 白杖の種類



長さもいろいろ

例えば・・・

「杖の長さを101cm～157cmの中からお選びください。」

「140cmまで好きな長さに調整します。」

杖の石突の形もいろいろ



※身体障害者手帳をお持ちの方は、補装具費の申請ができます。
(申請方法についてもご案内しております。)

視覚用具相談

白杖の使い方や介助の方法についてもお伝えしています。



視覚用具相談

見え方についてのお悩み



老眼鏡や虫眼鏡では、
よく見えなくなった…

文字を拡大してみましょう。



その① ルーペ（補装具）

置き型



（自分が見える中で、一番倍率が低い物を選ぶのがオススメです。）

ライト付き



カード型



視覚用具相談

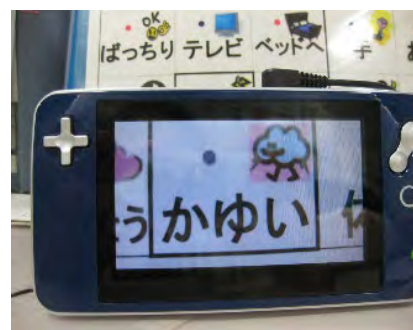
文字を拡大してみましょう。



その② 拡大読書器（日常生活用具）



据え置き型



携帯型

視覚用具相談

機械に読んでもらいましょう。

デジ版CDの読み上げ プレクストーク

（日常生活用具・視覚障害1・2級のみ）

※中央図書館にて再生専用機の貸出も行っています。

録音再生機



再生専用機



小型の録音再生機



視覚用具相談

時計が読めない…

今、何時かな…

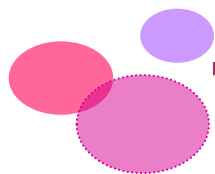


時間がわかるのは有り難いけど、やっぱり不便ね…

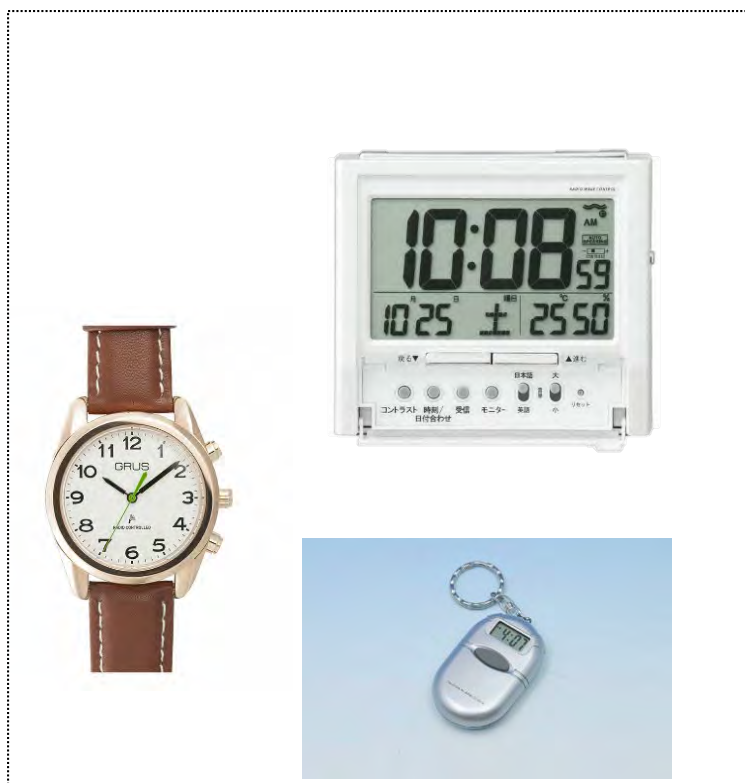


12時になりました。
お昼のニュースです。

視覚用具相談 時計（日常生活用具）



音声式



触読式



振動式 （日常生活用具対象外）



JANコード: 4589712040024

視覚用具相談 便利グッズ

記名・押印・お札の種



凸点シール



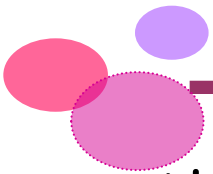
タイマー



針・糸通し



視覚用具相談



当日の流れ

受付（1階入ってすぐの窓口にお声掛けください。）



歩行訓練士より、見え方や困りごと、相談したいことを聞き取り



- 用具のお試し、選定、入手方法や使い方の説明
（身障手帳の制度を使える場合には、申請方法について説明）
- 生活上の工夫についてのアドバイス
- 使えるサービスの案内

※相談は無料です。

※視力検査や医師の診察はおこなっておりません。



ピア・サポート

いろいろなことができなくなって・・・
どうやってみんな、生活してるの？

今までの趣味が楽しめない・・・
みんな何して過ごしてるんだろう？

誰か、わかってくれる人はいないかな・・・
同じ障がいの人と話してみたいな・・・



そんな時には・・・

障がい当事者の相談員（ピアサポーターさん）と
お話してみませんか？

（肢体・視覚・聴覚・高次脳のいずれかの障がいをお持ちの方を対象に、月1回開催しています。）

ピア・サポート

悩みごと、気軽なおしゃべりも！
「あるある」話に癒やされてみてください。



さらに・・・

- ・生活がラクになるコツ
- ・便利なグッズ、サービス、命綱
- ・当事者サークルの紹介
- ・心の持ち方、楽しみ方などにお話が広がることが多いです。

サポーターさんとお互いの経験を分かち合いながら、
豊かな人生の一助になれば幸いです。

ピア・サポート

ご利用の手順

お申し込み（電話・FAX・メールなど）



自立生活支援室職員との面談



ピア・サポート日時のご予約



サポーターさんとの面談

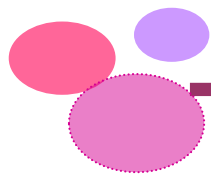
- ・サポーターさんをご本人の1対1の相談となります。
（ただし、初回のみ職員も同席します。ご本人が希望される場合は、ご家族等の同席も可能です。）



補装具

【補装具・福祉用具等の利用にあたって】

- ・ 高齢者や障がい者が自立した生活を送る上で、福祉用具や補装具等は欠かせないもの
- ・ 一方で、不適切な福祉用具・補装具等の使用は逆に身体機能が低下する危険性もある
- ・ 自らの判断で安易に使用しようとせず、専門家に相談しながら適切に福祉用具・補装具等を選択することが重要



補装具

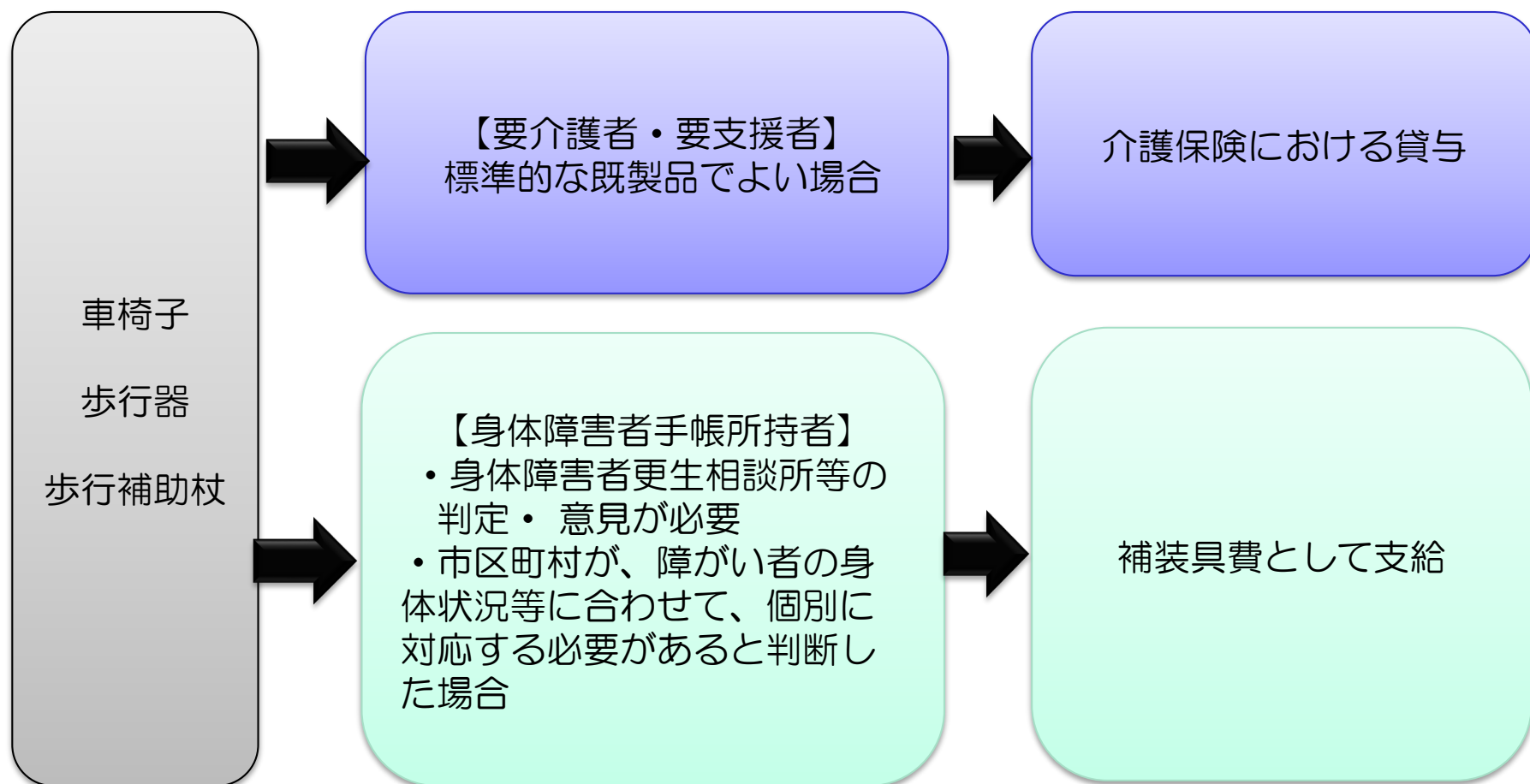
【福祉用具の制度面での位置づけ】

①介護保険法における（介護予防）福祉用具貸与費、特定（介護予防）福祉用具購入費として保険給付される場合

②障害者総合支援法における補装具費として支給される場合、日常生活用具として給付又は貸与される場合

補装具

【介護保険法と障害者総合支援法】



補装具

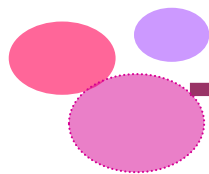
【補装具は、いつ、誰に相談したら、いいの？】



- 装具が壊れている時の修理は？
- 主治医が変わったら？
- 自費で作った装具は？
- 連れていけない時は？



まずは、
利用者を担当している医療職・医療機関へ相談



補装具

【更生用装具と治療用装具】

	更生用装具	治療用装具
目的	日々の生活	訓練治療
制度	福祉 (総合支援法)	医療 (健康保険)
負担額	1割負担※	3割負担
処方 方法	更生相談所 の判定	医師の診断

※所得に応じて負担上限額が違う

補装具

【医療で補装具をつくる流れ】

- ①病院での診察
- ②医師より製作所に処方、本人に診断書が発行
- ③補装具業者による作製
- ④本人による製作所への全額支払
(領収書・内訳書の受け取り)
- ⑤本人から保険者(協会けんぽ等)へ、
払い戻し(還付)請求の手続き
(医師の診断書と領収書・内訳書を添付)
→後日還付

補装具

【福祉で補装具をつくる流れ】

①障がい福祉課 援護係に申請

※前提①：身体障害者手帳所持

（例外：総合支援法対象の難病患者）

※前提②：医療でまず一度作製済みで

使用中であること（例外：車椅子など）

②身体障害者更生相談所で判定

③補装具業者による作製

注意）作製や修理の申請は、必ず最初に援護係に
相談！申請せずに作製や修理をした場合、領収
書があっても支払いは不可！

補装具

【判定（直接判定）とは】

身体障害者更生相談所において、

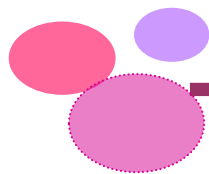
医師と専門職（理学療法士【PT】や作業療法士【OT】）により、申請者の身体機能や生活状況を評価し、補装具の必要性や内容（内訳）を判定すること

※身体障害者更生相談所

東京都心身障害者福祉センター

（通称「都センター」場所：飯田橋・麴町）





補装具

【足立区（あしすと）での判定】

正式名称：「足立区補装具モデル書類判定」

都センターまで行くことの代わりに、あしすとで判定し

書類を作成して、その書類で都センターが判定

23区では、足立区を含めて
3区が実施！（世田谷区・板橋区）

今年度：月2回 火曜日午後（要予約）

1回につき上限5名

※判定の前に評価が必要

（判定を含めて、原則2度の来所が必要）

※直接判定と比べて、決定が遅い

※予約（申請）窓口は 援護係

補装具

【判定のために行なう評価】

身体機能や生活状況を評価・歩き方や座位姿勢分析

- 筋力
- 筋緊張
- 関節可動域
- バランス
- 変形、拘縮
- 主訴、希望
- 高次脳機能、知的面、性格
- 障害歴、使用目的、生活環境
- シミュレーション（試し履きやソートिंग）
- 効果、必要性、リスク

などなど、、、

- ※関係機関に情報収集のご協力をいただくことあり



補装具

【足立区の判定後の流れ】

- ①都から各援護係へ判定書が届く
（あしすとの判定からは3～4週間後）
- ②援護係が業者からの見積りを精査し、支給決定
（本人に通知）
- ③補装具業者により、採寸・採型・仮合せ（調整）・本合わせ、を経て完成
- ④正しく完成したかどうか、PTやOTが確認
（適合判定：作成した適合判定書を都に提出）

補装具

【下肢装具の装着の基本】



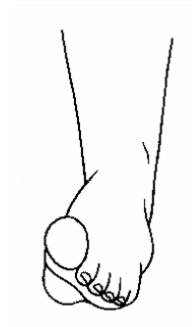
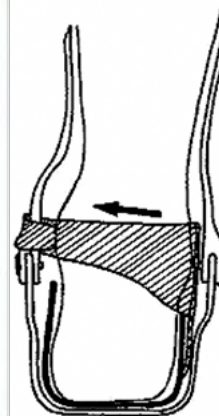
*** 大事な視点！**

自宅では、装着は 自立 or 介助？

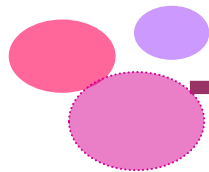
足首のベルト「Tストラップ」を最後にしっかりと締める。

*** 必ず支柱の外側を通すように！**

- ① 踵（かかと）を正しく挿入
 - ② 足に体重をかけ、
踵（かかと）が着いているか確認
 - ③ 足首のマジックベルトを留める
 - ④ 足背のマジックベルトを留める
 - ⑤ 下腿のマジックベルトを留める
- * ③をもう一度確認！**



補装具



PT/OTがいろいろな装具の
相談に応じています。

ケアマネさん向けの研修も行
っております。



装具をつけたら楽になるのでは・・・
ご利用者さんの装具が、もしかして身体に合
っていないのでは？
などと感じたら、ご連絡ください。



自助具の試用もできます。



番外編 日常生活用具（吸引器）



ケースの方で吸引器を使用している人がいるのだけれど

日常生活用具「電気式たん吸引器」の支給対象

⇒呼吸器機能障がい3級以上・同程度の身体障がい者（児：学
齢期以上）で必要と認められる方・難病患者で呼吸器機能に
障がいのある方 ※申請は障がい福祉課援護係



かくたん 喀痰吸引研修

喀痰吸引等研修とは、

- 痰の吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）
を行える介護職員等を養成するための研修

- 基本研修と実地研修に分かれている。

- 両方修了することで、医師の指示や看護師との連携のもと
「痰の吸引」「経管栄養」が実施できる



介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（3号研修）

⇒あしすとでも受けられます！

介護職員等によるたんの吸引等の 実施のための研修（3号研修）

基本研修：年1回（毎年6月頃）

実地研修：毎月

対象：足立区在住の障がい児・者等の特定の者に対して、たんの吸引等を行う施設・事業所の介護職員等

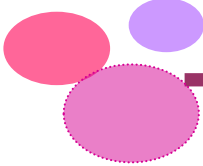
（1号・2号研修：不特定多数の利用者を対象とする）

障がい児・者等→介護保険利用者も含まれます。

高齢者分野の在宅系サービス事業所の介護職員等も研修の対象になります。

（詳細は生活体験室ホームページをご参照ください。）





自立支援給付と介護保険制度との適用関係

障がい者であっても、以下の場合、原則として介護保険の被保険者になり、介護保険が優先適用されます

- ① 65 歳以上の者
- ② 40 歳以上65 歳未満の医療保険加入者（特定疾病有）

※介護保険適用除外施設等を利用中の方は除きます。

※障がい固有のサービスは引き続き利用可能です。

自立支援給付と介護保険制度との適用関係



例えば、既に障害福祉サービス（家事援助+通院介護）を利用している方が、年齢到達や疾病等により心身の状況が変化した場合の優先適用について考えてみます。

障がい状況や経済状況等により違いはありますが・・・
基本的には

- ① 65歳以上：介護優先
- ② 40～64歳の医療保険加入者：介護優先
- ③ 40～64歳の生活保護受給者：障がい優先



自立支援給付と介護保険制度との適用関係

ケース1

年齢 45歳 障害支援区分4 要介護3

障害手帳 肢体不自由 視覚障害

特定疾病 脳血管疾患

経済状況 課税者

健康保険 あり

状況 肢体不自由にて障害福祉サービスを利用していたが、
脳血管疾患により視覚障害となる。

- 介護保険へ移行。
- 通院介護部分を障害福祉サービスの同行援護でフォロー。



自立支援給付と介護保険制度との適用関係

ケース2

年齢 45歳 障害支援区分4 要介護3

障害手帳 肢体不自由

特定疾病 脊柱管狭窄症

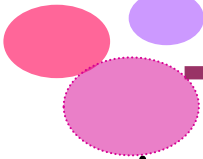
経済状況 生活保護

健康保険 なし

状況 肢体不自由にて障害福祉サービスを利用していたが、
脊柱管狭窄症となり介護保険の特定疾病に該当。

障害支援区分の基準単位を超過する支給量が必要。

- 障害支援区分の範囲まで障害福祉サービスが優先適用。
- 障害支援区分の基準単位超過分のサービスは、介護保険の要介護認定の区分支給限度額から障害支援区分の基準を引いた分の範囲で支給決定。（生活保護の介護扶助で対応）
- 障害福祉サービスで通院介護の決定は可能。



自立支援給付と介護保険制度との適用関係

ケース3

年齢 45歳 障害支援区分4 要介護3

障害手帳 肢体不自由

特定疾病 脊柱管狭窄症

経済状況 非課税

健康保険 あり

状況 肢体不自由にて障害福祉サービスを利用していたが、
脊柱管狭窄症となり介護保険の特定疾病に該当。
障害支援区分の基準単位を超過する支給量が必要。

- 介護保険へ移行。
- 介護保険の要介護認定区分の区分支給限度額を超える場合は、
通院介助について移動支援事業活用の検討が可能（援護係との
調整が必要）



自立支援給付と介護保険制度との適用関係

ケース4

年齢 45歳 障害支援区分2 要支援2

障害手帳 肢体不自由

特定疾病 脊柱管狭窄症

経済状況 非課税

健康保険 あり

状況 肢体不自由にて障害福祉サービスを利用していたが、
脊柱管狭窄症となり介護保険の特定疾病に該当。
障害支援区分の基準単位を超過する支給量が必要。

- 介護保険へ移行。
- 要支援者のため原則として介護保険の通院介助の利用不可。
移動支援事業活用の検討が可能（援護係との調整が必要）



自立支援給付と介護保険制度との適用関係

ケース5

年齢 45歳 障害支援区分3 要介護2

障害手帳 肢体不自由

特定疾病 脊柱管狭窄症

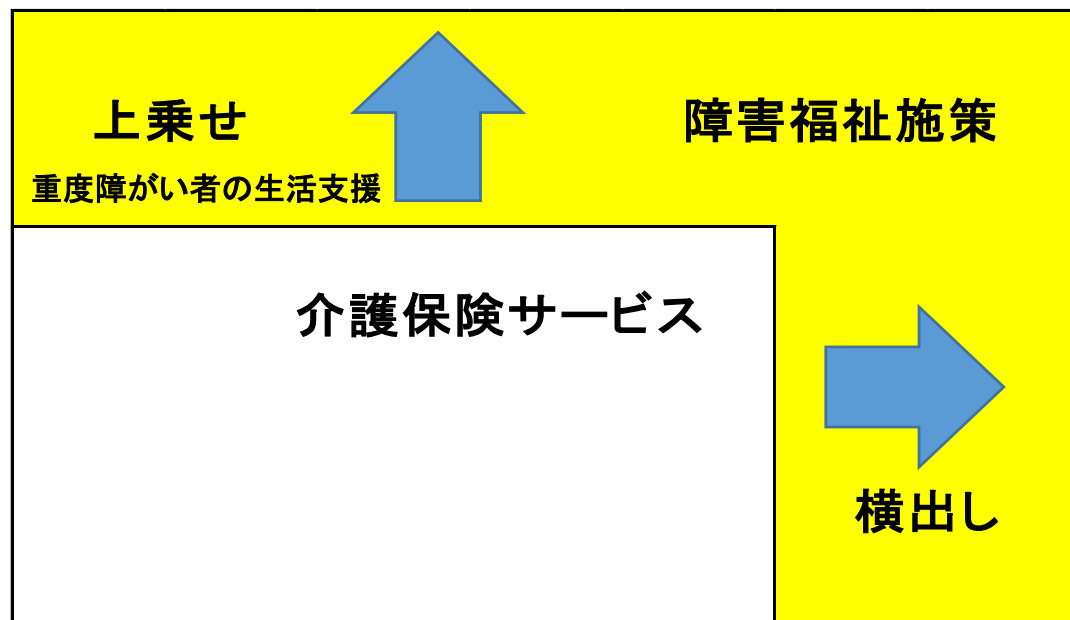
経済状況 非課税

健康保険 あり

状況 肢体不自由にて障害福祉サービスを利用していたが、
脊柱管狭窄症となり介護保険の特定疾病に該当。
介護保険の区分支給限度額を超過しない範囲の支給量。

- 介護保険へ移行。
- 区分支給限度額を超過しない範囲のため、移動支援事業の検討はできない。

介護給付費と介護保険制度の適用関係



上乗せ

重度障がい者に対する介護保険の支給限度額を超える部分は障がい者制度から給付

居宅介護の併給の要件

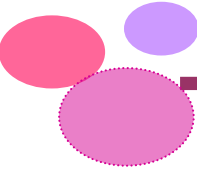
要介護5かつ障害支援区分6の全身性障がい者で区分支給限度額をすべて利用し、かつ訪問介護が介護保険支給限度額の1/2以上超えていること

横出し

同行援護・行動援護・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援など介護保険にはないサービスは障がい者制度から給付

全身性障がい者とは…

- ①両上下肢(体幹)のいずれにも障がい認められる肢体不自由1級の者
- ②両上肢または両下肢(体幹)に障がいがあり特別障害者手当(国制度)を受給している者
- ③両上下肢(体幹)いずれにも障がいがありそれぞれの部位等級が2級以上のもの



介護保険へ移行する際に気をつけていること

	介護保険	自立支援給付
支給量の基本	要介護認定による 区分支給限度額の 範囲内	個々に必要なサー ビス量を決定
利用者負担	非課税世帯におい ても自己負担が発 生する	非課税世帯(障が い者および配偶 者)の場合自己負 担は発生しない

- 上記のほか、現在利用中のサービスが介護保険に移行することによって変化する場合、その内容や制度の違い等を時間をかけ障がい者や関係者に理解を促します
- 介護保険移行時にトラブルとならないよう介護保険対象となる6ヶ月前から地域包括支援センターと連携を図り、介護保険移行後のプランニングについて取り組みます
- 計画相談が入っている場合は、これらを、援護係と連携して取り組んでいきます

計画相談支援

自立生活支援室では、あしすと通所者の方を中心に、「計画相談支援（障害児相談支援）」を行っています。

「計画相談支援」では、障害福祉サービス（ヘルパー・通所他）を利用する方の計画作成とモニタリングを行います。

それを担う職種は「相談支援専門員」です。

障害福祉サービスから介護保険への切り替えの際には、相談支援専門員とケアマネージャーさんとのスムーズな連携を心がけております。



計画相談支援



①基本相談支援

情報の提供、区や事業者との連絡調整を行います。必要に応じて、訪問や同行など様々な支援を行っています。

②サービス等利用計画案・本計画の作成

ご自宅に訪問し聞き取った内容をもとに計画案を作成します。署名をいただいたものを実施機関に提出し、支給決定を依頼します。受給者証が発行されたら、支給決定内容やサービス担当者会議で得られた意見等を参考に本計画を作成し、署名をいただいたものを実施機関に提出します。

③モニタリング・報告書の作成

ご自宅に訪問し聞き取った内容と事業者等から聞き取った内容をもとに、モニタリング報告書を作成します。署名をいただいたら、実施機関に提出します。

支給決定プロセスにおける計画相談支援・障害児相談支援（足立区方式）

身体・知的障がい
障がい福祉課援護係

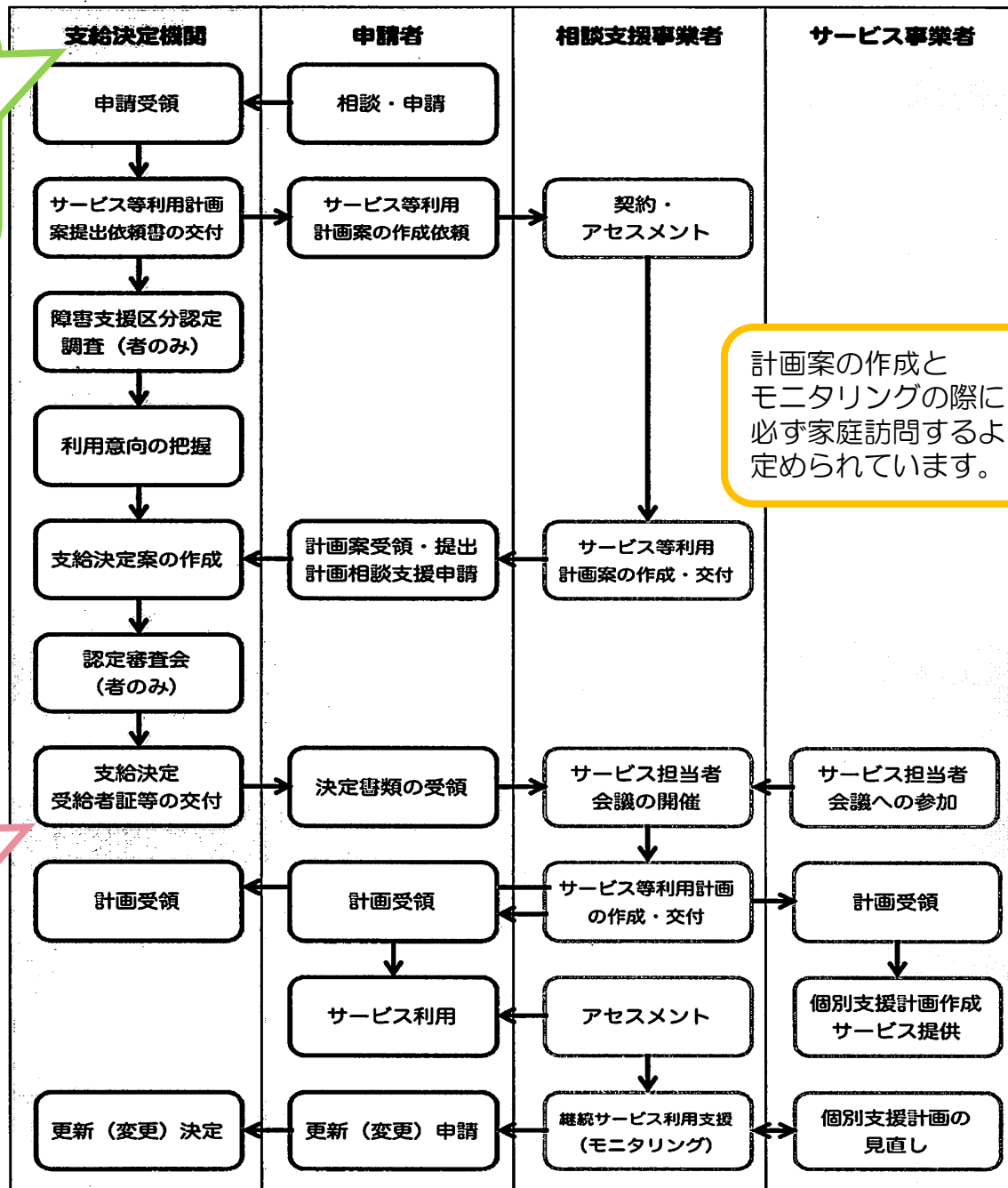
精神障がい
（高次脳・発達含む）は
衛生部の保健センター

障害支援区分

どのサービスを
どのくらい使えるか

相談支援事業所

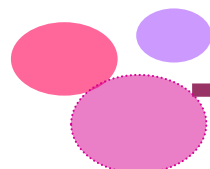
モニタリング頻度



計画案の作成と
モニタリングの際には
必ず家庭訪問するよう
定められています。



計画相談支援 モニタリング頻度



対象者		
新規サービス利用者（利用開始から3月のみ）		1月間
在宅の障害児通所支援等 障害福祉サービス	集中的支援が必要な者	1月間
	就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	3月間
	居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、 短期入所、就労移行支援、自立訓練	3月間
	生活介護、就労継続支援、 共同生活援助（日中支援型を除く）、 地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6月間 （＊3月間）
障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、 重度障害者等包括支援		6月間

＊65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間

計画相談支援

計画相談支援は、ご本人のこれからの生き方をいっしょに考えていくお手伝いをします。

障がい種別等によって課題は様々ですが、
「学校でも職場でも怒られてばかりで上手くいかなくて、
家にしばらく引きこもっていた」
「今まではバリバリ働いて家族を養っていたのに、
病気の後遺症が残ってしまって自分では何もできない」など、
相談者の方は自己肯定感が低くなっていることが多いです。

様々な支援者と関わる中で、少しずつ自分のことや障がいのこと、それまで知らなかった世界などを知り、ご本人らしい生き方を構築していきます。

ご本人のペースや必要なタイミングでステップアップや選択ができるよう、フォローすることを心がけています。

地域の社会資源を知ろう

できることの見極めやりハビリ

R2.4.1現在

	機関名	場所	内容	費用	送迎	備考
見極め						
	東京都心身障害者福祉センター	東京都新宿区神楽坂1-1セントラルプラザ13階 TEL 03-3235-2951	高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラム	なし	なし	期間は4か月
自立訓練						
	社会リハビリテーション室	足立区梅島3-31-19 TEL 5681-0131	PT・OT・STによる集団リハビリ	総合支援法に基づく自己負担金	あり	期間は1年または1年半
	国立障害者リハビリテーションセンター	所沢市並木4-1 TEL 04-2995-3100	日常生活訓練等	総合支援法に基づく自己負担金	なし	施設入所支援有
	東京高次脳機能障害者支援ホーム (HiBDy.Tokyo)	練馬区西大泉5-36-2 TEL 練馬区西大泉5-36-2	PT・OTによる集団リハビリ	総合支援法に基づく自己負担金	なし	入所・10か月程度ADL自立

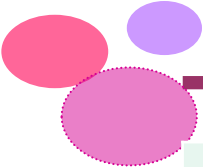
地域の社会資源を知ろう

仕事をしたい①

	機関名	場所	内容	備考
復職や就職に向けての評価や訓練をする				
適性の評価	東京障害者職業センター	台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3F	復職や就職に向けての職業評価・ 職業リハビリテーション計画の策定 職業準備支援・ジョブコーチ支援	利用期間は2か月程度。
	東京都心身障害者福祉センター	都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13階 TEL 3235-2969	高次脳機能障がい者に対する就 労準備支援プログラム	利用期間は概ね 6ヶ月
実践的訓練	障害者委託訓練		民間団体に委託して実施 (ハローワークが窓口)	利用期間は3～6 か月
	東京障害者職業能力開発校	小平市小川西町2-34-1 TEL 042-341-1411	職業訓練 (ハローワークが窓口)	期間は6か月から1 年。 高次脳機能障がい 者要相談。
	国立職業リハビリテーションセンター	所沢市並木4-2 TEL 04-2995-1201	職業評価及び訓練 (ハローワークが窓口)	利用期間は1年。

地域の社会資源を知ろう

仕事をしたい②

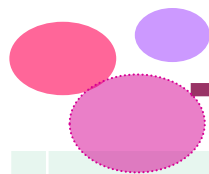


	機関名	場所	内容	備考
就職に向けた訓練・就職への支援				
	就労移行支援施設	※		原則2年以内
就職への支援				
	ハローワーク足立	足立区千住1-4-1 TEL 3870-8609	就職の相談・あっせん	登録が必要
	障がい福祉センターあしすと 雇用支援室	足立区梅島3-31-19 TEL 5681-0133		登録が必要
様々な働き方				
	就労継続支援事業所A型	※		
	就労継続支援事業所B型	※		
	シルバー人材センター	足立区西保木間1-8-2 TEL 5856-6866	臨時的、短期的または 週20時間までの短時間 の仕事	60歳以上

※区のホームページに一覧があります。
事業所ごとに活動内容等に違いがあり、区外には脳出血の方に特化したようなところなどもあります。

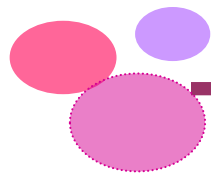
地域の社会資源を知ろう

趣味活動



機関名	場所	内容	手帳	費用	給食	送迎	備考
創作的活動等をしたい(地域活動支援センター)							
神明デイサービス (原則国道4号線より東側)	足立区神明南2-6-18 TEL 5682-5370	絵手紙・音楽・絵画・陶芸・気功・フラダンスその他	身障手帳	所得に応じて自己負担金あり 材料費は実費	あり	あり	福祉事務所の利用承認が必要
谷在家デイサービス	足立区谷在家3-13-1 TEL 3853-0632	革細工・音楽・陶芸・書道・絵画 手工芸・木工・スポーツその他	身障手帳	所得に応じて自己負担金あり 材料費は実費	あり	あり	福祉事務所の利用承認が必要
ピア・さくら	足立区青井3-8-31 TEL 5888-7669	創作的活動・外出・運動その他	なし	所得に応じて自己負担金あり 材料費は実費	なし	なし	高次脳機能障がいや失語症の方が対象
スポーツをしたい							
東京都障害者スポーツセンター	北区十条台1-2-2 TEL 3907-5631	体育館・プール・トレーニング室 卓球室	なし	無料	なし	なし	登録が必要 * 王子・池袋より送迎バスあり
トレーニングルーム	足立区内 地域学習センター	トレーニング室・プールなど	なし	手帳有:無料 手帳無:300円	なし	なし	登録が必要
プール	足立区内4か所	温水プール有	なし	手帳有:無料	なし	なし	要問合せ

地域の社会資源を知ろう

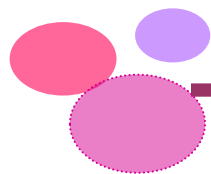


失語症友の会

サークル名	活動内容	活動日	活動場所	会員数	備考
いろは失語症友の会	交流・親睦 言語訓練	毎週木曜日 13:00～14:30	竹の塚障がい福祉館	12名	ボランティアの協力を得ながら口の体操、カラオケ、自己紹介、ゲームなど会員の交流を図っています。《会費無料》
西部クローバーの会	言語訓練 親睦	毎週木曜日 10:00～11:30	江北地域学習センター	14名	言葉に障がいを持つ人が集まり、親睦を深めています。 《会費:無料》
さくら草の会	交流・親睦 言語訓練	第二・四火曜日 13:00～14:30	新田地域学習センター	6名	言葉に障がいを持つ人が集まり、絵手紙や料理などをして親睦を深めています。 《会費:活動に応じて負担有り》

ボランティアの支援を得ながら、失語症の方たちが親睦を深める自主サークルです。
あしすと社会リハビリテーション室が窓口となり、ボランティアにはSTから助言なども行っています。

地域の社会資源を知ろう



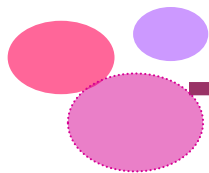
自主サークル①

〈竹の塚障がい福祉館〉

サークル名	活動内容	活動日	会員数	活動内容等
あみあみ会	編み物	毎週木曜日 10:00～14:30	10名	手編み技術の向上を目指しながら会員の交流を図っています。 《会費:月額1,000円》
生き生き手芸サークル	手芸	毎週金曜日（雨天休み） 10:00～15:00	5名	手芸一般、編み物、刺繍。話をしながら手を動かしています。 《会費無料》
すずめ会	手工芸	毎週火曜日 9:30～15:30	9名	手芸教室・販売・木目込み人形・毎年の干支作品作り。手芸、小物作りに興味ある方仲間に入って作り物はいかがですか？ 《会費:月額1,000円》
音楽サークル タートルズ	音楽	第一・三火曜日 10:00～12:00	13名	音楽を愛好する会員の親睦を深め、音楽が生きがいや人生を彩るものの一つになることを目的に活動しています。 《会費:月額600円》

地域の社会資源を知ろう

自主サークル②

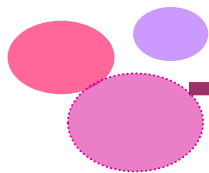


〈竹の塚障がい福祉館〉

サークル名	活動内容	活動日	会員数	活動内容等
陶華の会	陶芸	第二、三、四木曜日 9:30～15:00	12名	リハビリと親睦を兼ねて、作陶と展示・販売をしています。 見学にきてください。《会費:月額750円》
籐親会	籐細工	毎週水曜日 10:00～15:00	10名	籐のカゴ作りを行っています。《会費:月額600円》
和彩会	絵画	毎週日曜日 9:00～16:00	4名	油絵、水彩、パステル、デッサン等、好みの画材を用いて楽しく制作活動に励んでいます。《年会費:2,000円》
ジャムステーション	交流	毎週火曜日 13:00～16:30	5名	親睦と情報交換。会員の交流を図っています。《会費:無料》
機能訓練友の会	機能回復のための訓練	毎週月～金曜日 9:00～16:00	51名	1. 友の会だより発行(年4回) 2. 旅行会(春と秋) 3. 調理実習(年2回) 4. 将棋・オセロ大会(年3回) 5. カラオケ(月1回) 6. 絵手紙(火曜日午後) 《年会費:2,000円》

地域の社会資源を知ろう

自主サークル③



〈都市農業公園〉

サークル名	活動内容	活動日	会員数	備考
陶芸工房 穂多里	陶芸	毎週月・金曜日 第二・四水曜日 9:00～15:00	27名	創作活動のほか陶芸講習会の講師なども努めています。 《会費:無料》

〈他にもこんなものをご紹介します〉

- ・脳卒中フェスティバル
- ・Co-CoLife
- ・住区センターや学習センターのイベント
- ・ボランティア活動
- ・地域のサークル活動



足立区障がい福祉センター あしすと
連絡先一覧



☆社会リハビリテーション室（通所）☆

☆生活体験室（たん吸引等の研修）☆

TEL 03-5681-0131(代表) FAX 03-5681-0138

☆自立生活支援室☆

（きこえの相談、視覚用具相談、ピア・サポート、
補装具、計画相談支援）

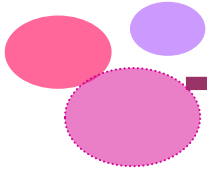
TEL 03-5681-0132(直通) FAX 03-5681-0137

〒123-0816 東京都足立区梅島3-31-19

Eメール assist@city.adachi.tokyo.jp

障がい福祉課 援護係

連絡先一覧



「障がい者（身体・知的）福祉全般の相談窓口」

【障がい福祉課】

中部援護第一係（区役所） 03-3880-5881

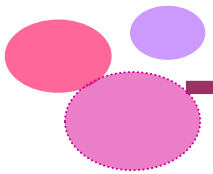
中部援護第二係（区役所） 03-3880-5882

千住援護係（北千住） 03-3888-3146

北部援護係（竹の塚） 03-5831-5799

西部援護係（谷在家） 03-3897-5034

東部援護係（綾瀬） 03-3605-7520₇₆



保健センター 連絡先一覧

「健康診査・健康相談・難病や精神障がいに関する相談」

【足立保健所】

中央本町地域・保健総合支援課	03-3880-5351
竹の塚保健センター	03-3855-5082
千住保健センター	03-3888-4277
江北保健センター	03-3896-4004
東部保健センター	03-3606-4171

ご清聴ありがとうございました

